

IV

計画の基本的な考え方

1 目指す社会

「こどもが笑顔の山形県」「子育てするなら山形県」の実現

2 施策の推進方向

これまでの現状分析を踏まえ、この計画が目指す推進方向は対象ごと次のとおり設定します。

【こども・若者】

- ・個人として尊重され、安心して暮らすことができる環境づくり
- ・郷土への愛着、郷土で生きることにより夢や希望を持ち、自身の力を十分に発揮できる環境づくり

【子育て当事者・家庭】

- ・こどもを持つことを希望する者が安心して妊娠・出産し、子育てに伴う喜びを実感しながら子育てできる環境づくり
- ・生まれ育った環境によって、こどもの未来が左右されず、親子が幸せに成長できる環境づくり

【地域社会】

- ・こどもの笑顔、子育ての喜びを共有しながら県民総ぐるみで応援する環境づくり

3 重視する視点

この計画を推進するための重視する視点は次の4つとします。

○こどもを権利の主体として認識し、個性を尊重し、意見を施策に反映

～山形のこどもが、誰一人取り残されず幸せに成長できるように～

○若者の希望を強力的に応援

～山形の若者が、山形で希望を持ちながら暮らし続けられるように～

○切れ目ない支援により笑顔で子育てできる環境を整備

～ライフステージに応じた多様な支援により、安心して子育てができるように～

○地域のみんががこどもと子育て家庭に温かい社会を実現

～社会全体が自分たちを応援してくれていると感じられるように～

4 施策の構成

この計画は、施策の推進方向に沿って、5つの基本の柱を設定し、その下にはこども・子育て支援の施策展開を設定しています。

施策展開

太字ゴシック: 重点的に取り組む施策

1 郷土愛を持ち 健やかに成長するために

- (1) こども・若者の意見・権利の尊重
- (2) 郷土への愛着と誇りの涵養
- (3) こども・若者の自立に向けた支援
- (4) 安心して過ごせるこどもの居場所づくり

2 若者が山形で夢と希望を叶えるために

- (1) 若者の所得向上
- (2) 若者の活躍促進
- (3) 家族観の醸成
- (4) 結婚支援の推進
- (5) 若い世代の移住・定住促進

3 安心して山形でこどもを生み育てるために

- (1) 妊娠・出産の希望実現
- (2) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目ない支援
- (3) 多様な保育サービスの充実
- (4) 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

4 困難を有するこども・若者とその家族が未来を切り拓くために

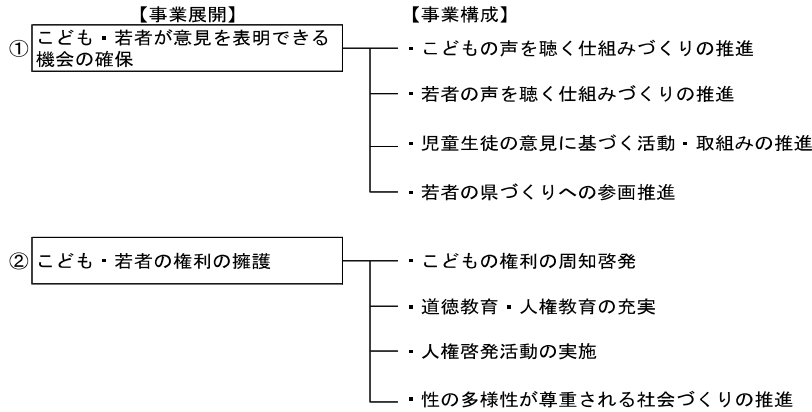
- (1) こどもの貧困対策の推進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) こどもへの虐待防止
- (4) 社会的養護等を必要とするこどもへの支援
- (5) 社会参加に困難を有するこども・若者とその家族への支援

5 こども・若者、子育て当事者に温かい社会づくりのために

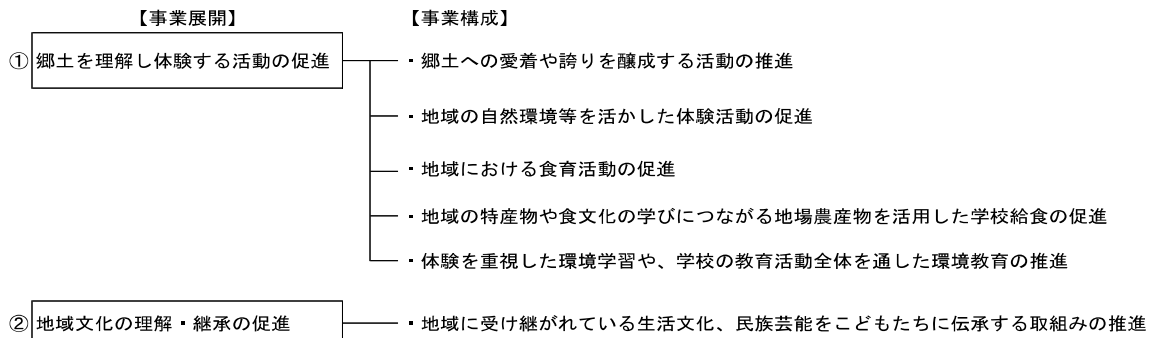
- (1) 共働き・共育ての支援
- (2) 女性の就労・活躍支援
- (3) 地域で支える子育て支援の充実
- (4) 学校・地域・家庭の連携による教育の展開

【基本の柱 1】 郷土愛を持ち 健やかに成長するために

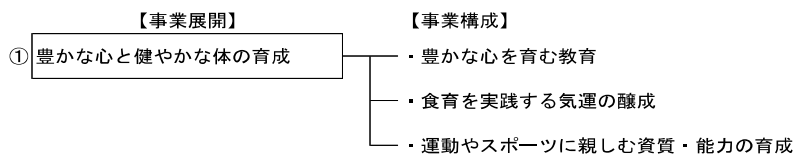
推進方策（1） こども・若者の意見・権利の尊重【重点施策】

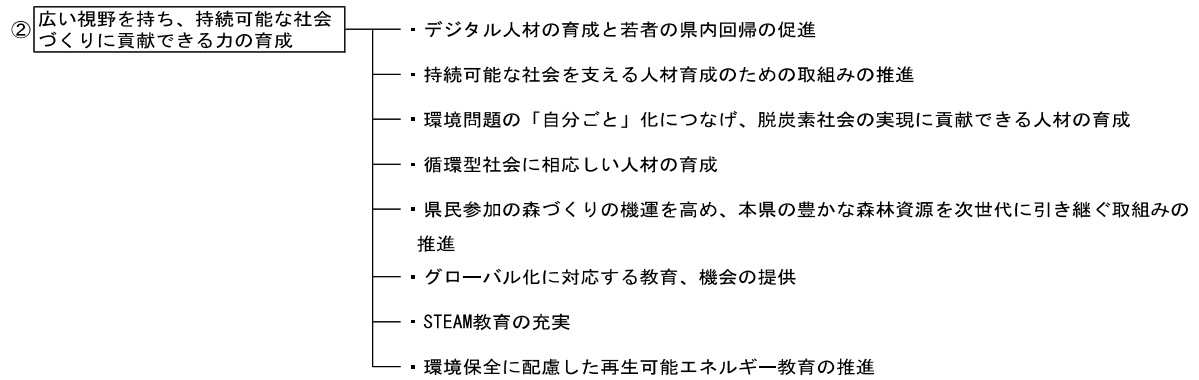


推進方策（2） 郷土への愛着と誇りの涵養

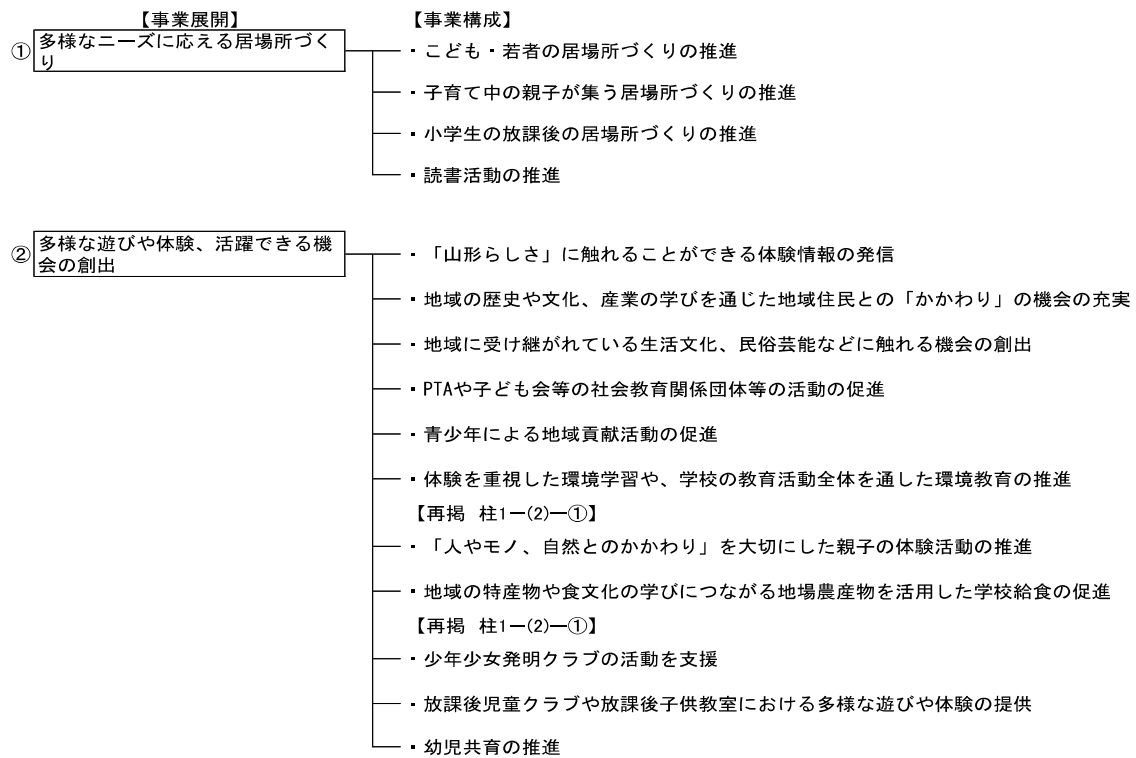


推進方策（3） こども・若者の自立に向けた支援



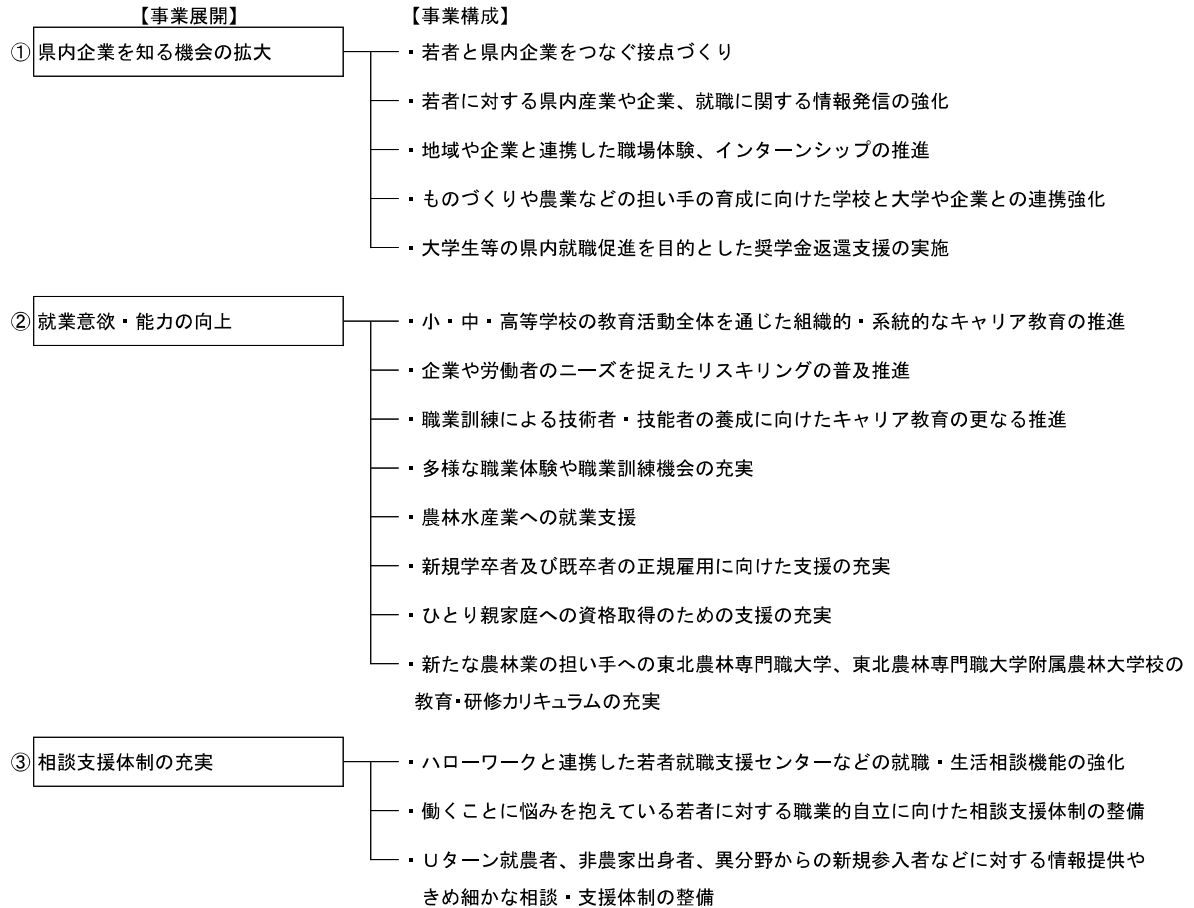


推進方策（４） 安心して過ごせるこどもの居場所づくり【重点施策】

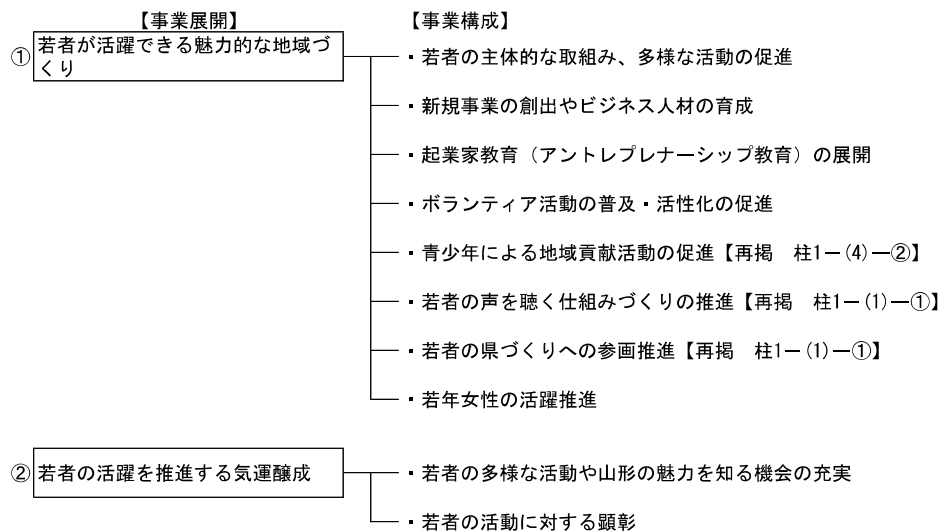


【基本の柱２】 若者が山形で夢と希望を叶えるために

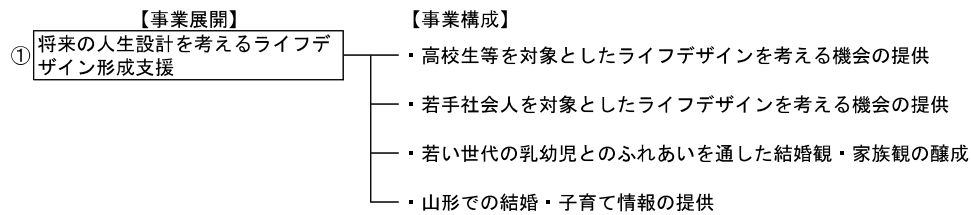
推進方策（１） 若者の所得向上



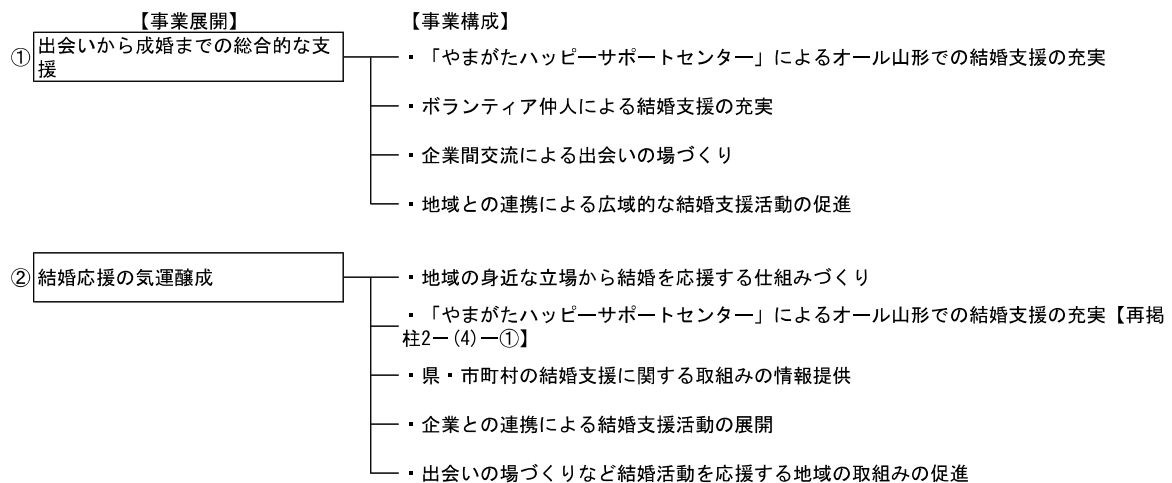
推進方策（２） 若者の活躍促進【重点施策】



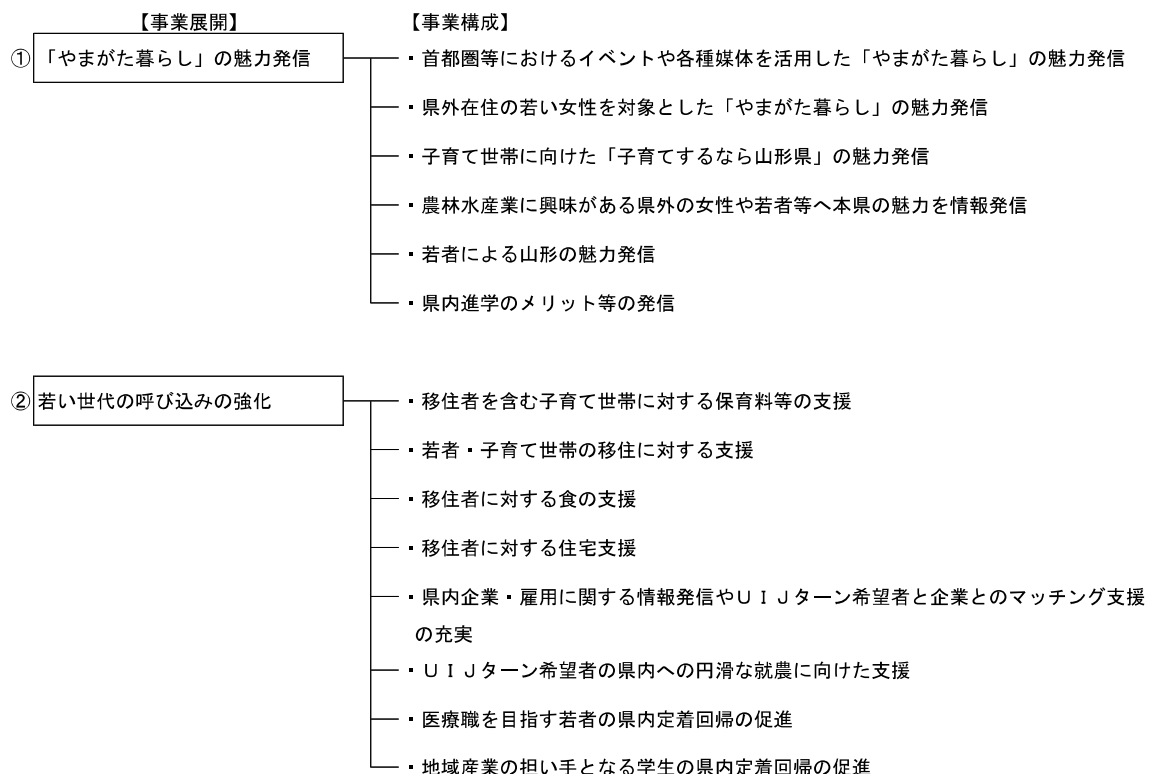
推進方策（３） 家族観の醸成



推進方策（４） 結婚支援の推進【重点施策】

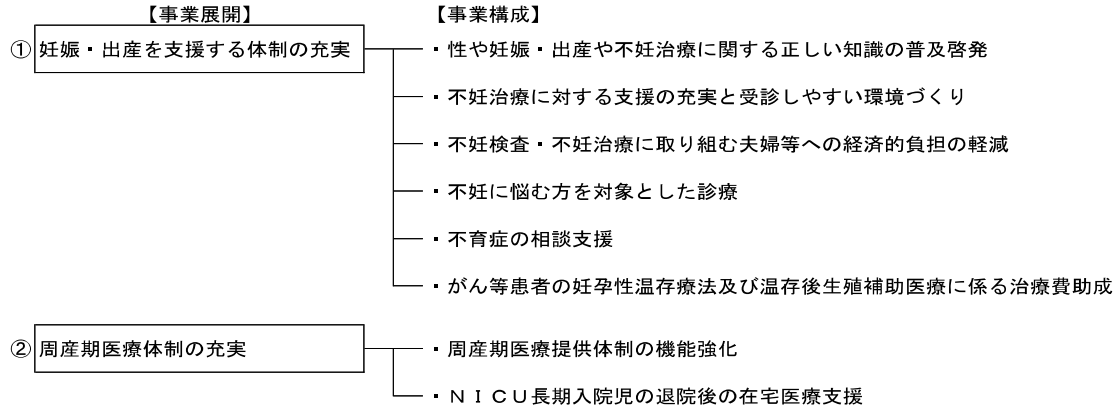


推進方策（５） 若い世代の移住・定住促進【重点施策】



【基本の柱3】 安心して山形で子どもを生み育てるために

推進方策（１） 妊娠・出産の希望実現



推進方策（２） 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目ない支援【重点施策】



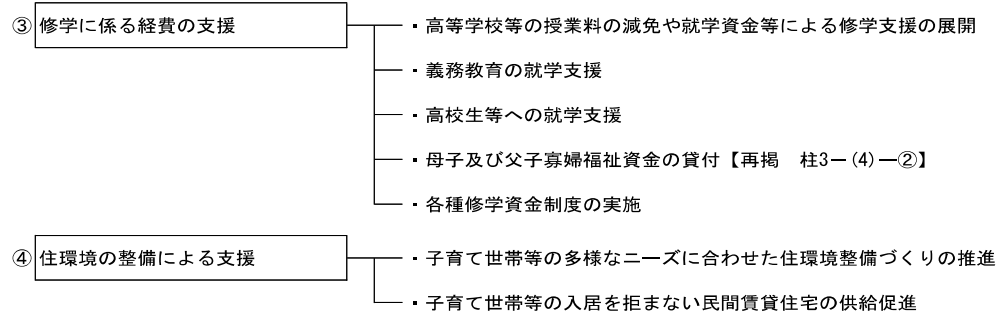
- ⑤ 疾病を有するこどもへの支援
- ・ 小児慢性特定疾病医療の実施
 - ・ 未熟児養育医療の実施
 - ・ 小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るための支援
 - ・ 疾病により長期にわたり療育を必要とする児童等の自立促進のための支援
 - ・ 関係機関との連携調整による自立促進等支援の充実
 - ・ 医療的ケア児への支援の充実

推進方策（３） 多様な保育サービスの充実【重点施策】

- | | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|---|------------------------|--|
| ① | 保育ニーズに応じた保育サービスの多様化の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の運営に対する支援の充実 ・ 未就学児の安全確保の取組みの強化 ・ 多様な保育サービスの充実に向けた支援 |
| ② | 保育・幼児教育を行う保育士等の確保・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士等の確保と保育の質の向上に向けた支援 ・ 保育士等の離職の防止や処遇改善の実施 ・ 研修の充実による保育・幼児教育を行う人材の育成 ・ 幼児教育推進体制を活用した研修の実施や幼児教育アドバイザー派遣による幼児教育の質の向上 ・ 多様な保育サービスの提供を行う保育従事者の確保と資質向上に向けた支援の充実 ・ 放課後児童クラブの支援員や放課後子供教室関係者等の資質向上に向けた支援の充実 |
| ③ | 多様な保育ニーズに応じた受入環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な保育サービスを提供できる環境整備 ・ 保育所等の整備等に対する支援 ・ 放課後児童クラブの整備への支援 ・ 地域の実情に応じた子育てしやすい環境の整備 ・ 保育ＤＸの推進 |

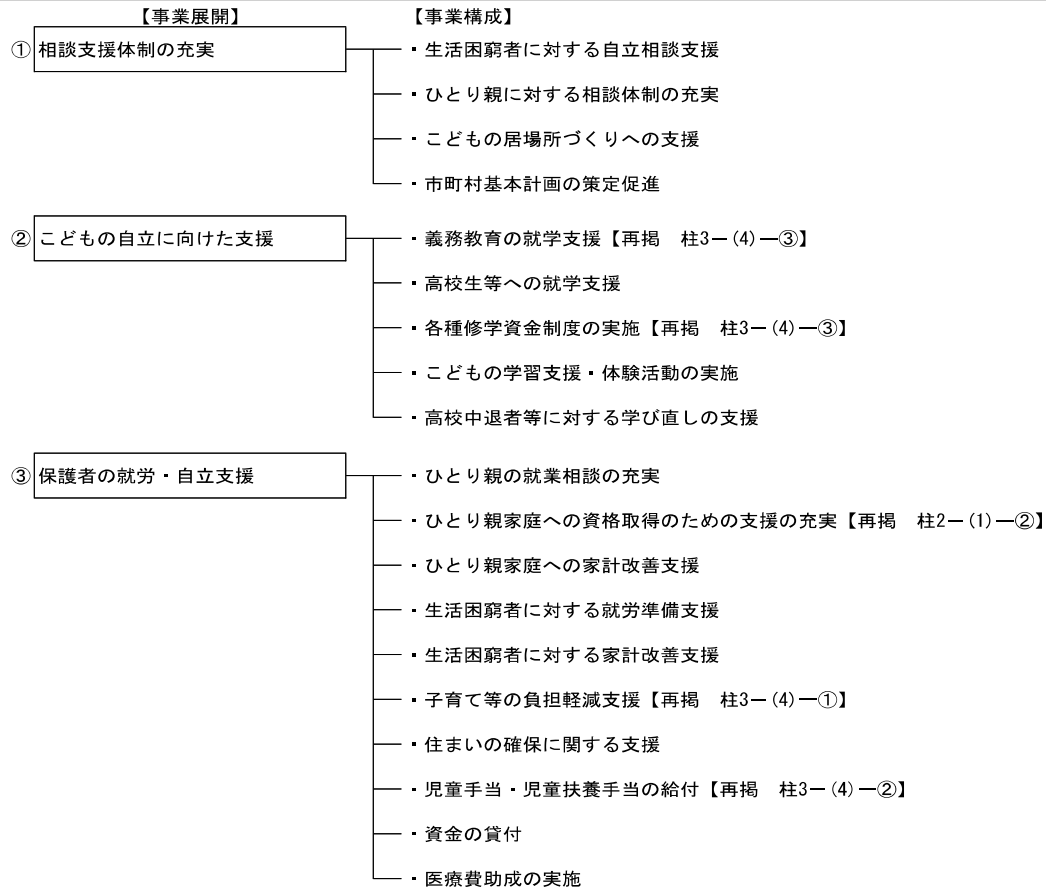
推進方策（４） 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

- | | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|---|--------------------|---|
| ① | 保育・医療に係る経費の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育・保育の無償化等による支援の実施 ・ 多子世帯への保育料に対する支援の実施 ・ 保育所等の運営費に対する支援による子育て家庭の負担軽減 ・ 放課後児童クラブ利用料の負担軽減等の支援の実施 ・ 不妊検査・不妊治療に取り組む夫婦等への経済的負担の軽減【再掲 柱3－(1)－①】 ・ 未熟児養育医療の実施【再掲 柱3－(2)－⑤】 ・ 小児慢性特定疾病医療の実施【再掲 柱3－(2)－⑤】 ・ 子育て支援医療の実施 ・ ひとり親家庭等医療の実施 |
| ② | 子育て家庭への手当等の支給による支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当・児童扶養手当の給付 ・ 母子及び父子寡婦福祉資金の貸付 |

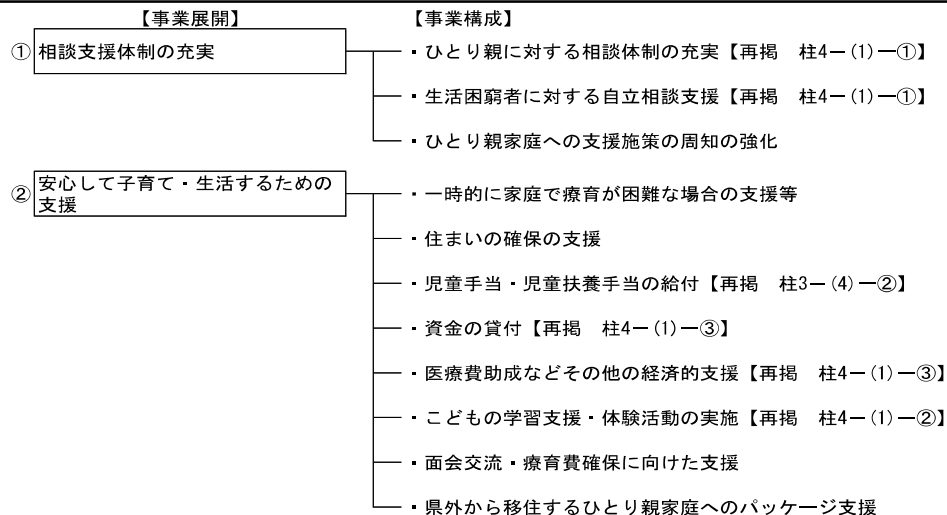


【基本の柱4】 困難を有する子ども・若者とその家族が未来を切り拓くために

推進方策（1） こどもの貧困対策の推進【重点施策】



推進方策（2） ひとり親家庭への支援【重点施策】



- ③ 安定した就労に向けた支援
- ・ひとり親の就業相談の充実【再掲 柱4－(1)－③】
 - ・労働相談
 - ・ひとり親家庭への資格取得のための支援の充実【再掲 柱4－(1)－③】
 - ・生活困窮者に対する就労準備支援
 - ・関係機関の情報交換・連携の推進
 - ・子育て等の負担軽減支援【再掲 柱3－(4)－①】

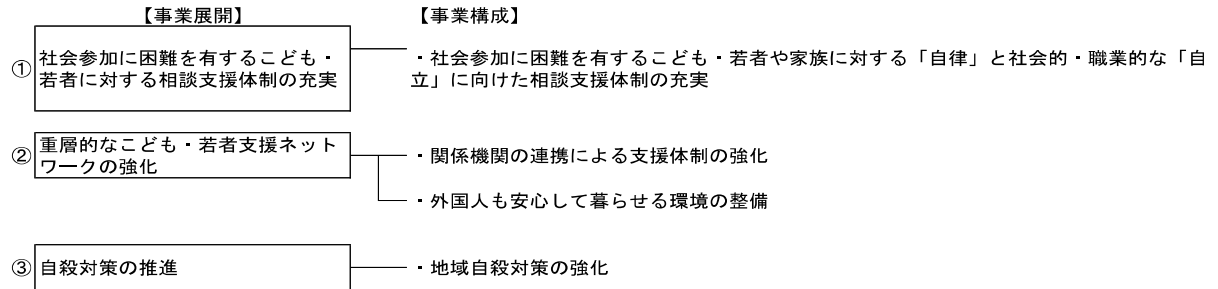
推進方策（３） こどもへの虐待防止【重点施策】

- | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|--------------------------|--|
| ① 児童虐待の予防対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に関する啓発の強化及び相談しやすい環境の整備 ・虐待の発生予防に向けた市町村や関係機関等との連携強化 ・ＤＶ防止に向けた啓発 ・虐待やＤＶに関する切れ目のない総合的な相談支援体制の充実 ・幼児教育・保育の場における虐待の早期発見の推進 |
| ② 児童虐待の早期発見・早期対応体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の機能強化 ・市町村等関係機関における児童虐待への対応力向上 |
| ③ 虐待を受けたこどもの適切な保護・アフターケア | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けたこどもの適切な一時保護 ・児童相談所の法的対応体制の強化 ・虐待を受けたこどもの家庭復帰や自立に向けたアフターケア |

推進方策（４） 社会的養護等を必要とするこどもへの支援

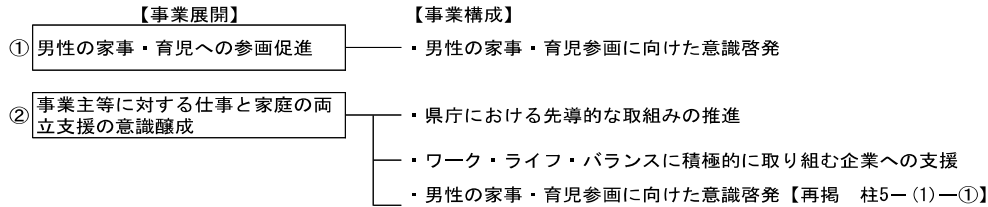
- | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|----------------|---|
| ① 社会的養護体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護が必要なこどもの権利擁護の推進 ・家庭養育優先原則に基づく養育環境の整備 ・社会的養護が必要なこどもの自立支援 |
| ② ヤングケアラーの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーへの理解促進 ・ヤングケアラーへの支援体制の構築・強化 |
| ③ 特別支援教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援の充実 ・小・中学校、高等学校における児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応える支援の充実 ・教育環境の充実 ・就労希望者に対する就職支援の充実 ・自立と社会参加に向けた支援の充実 |
| ④ 障がいのある児童への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児への早期からの支援体制の整備 ・発達障がいに関する理解促進や正しい知識の普及啓発の充実 ・障がい児に対する支援の充実 ・障がい児施設における設備の充実 ・医療的ケア児への支援の充実【再掲 柱3－(2)－⑤】 |

推進方策（５） 社会参加に困難を有するこども・若者とその家族への支援

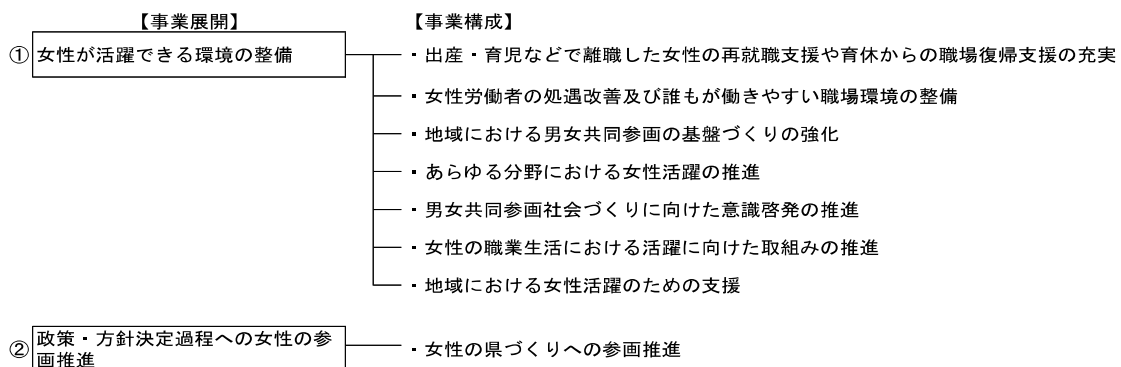


【基本の柱5】こども・若者、子育て当事者に温かい社会づくりのために

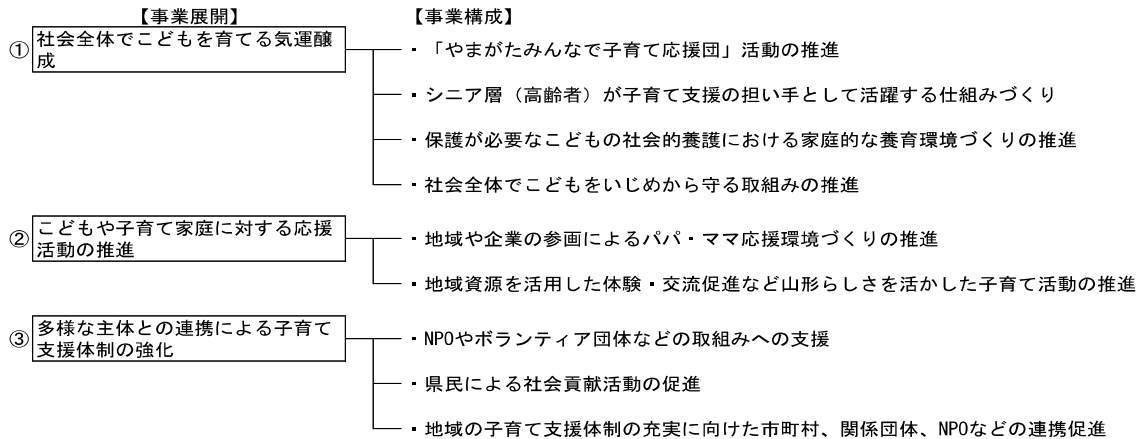
推進方策（１） 共働き・子育ての支援【重点施策】



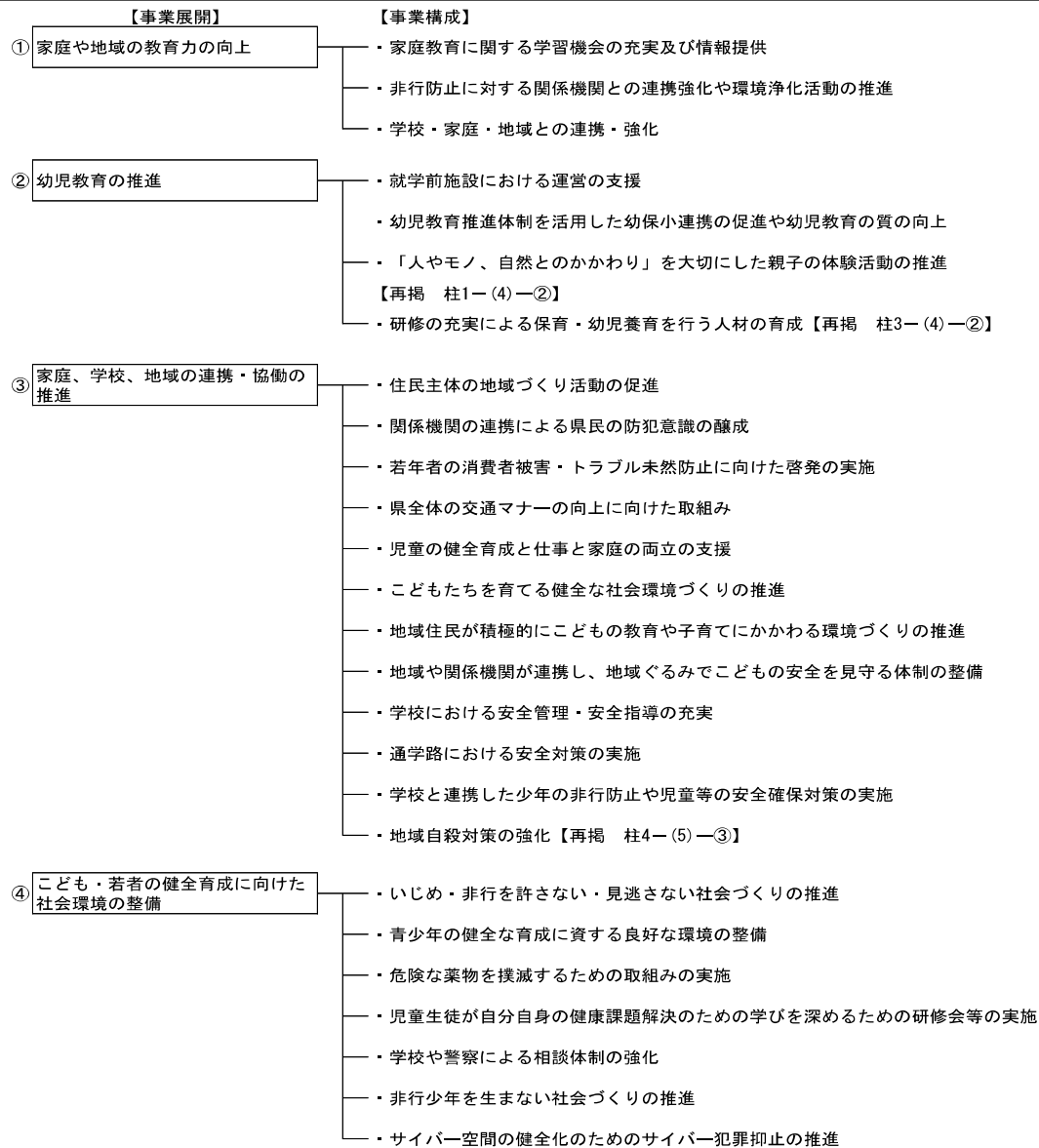
推進方策（２） 女性の就労・活躍支援【重点施策】



推進方策（３） 地域で支える子育て支援の充実【重点施策】

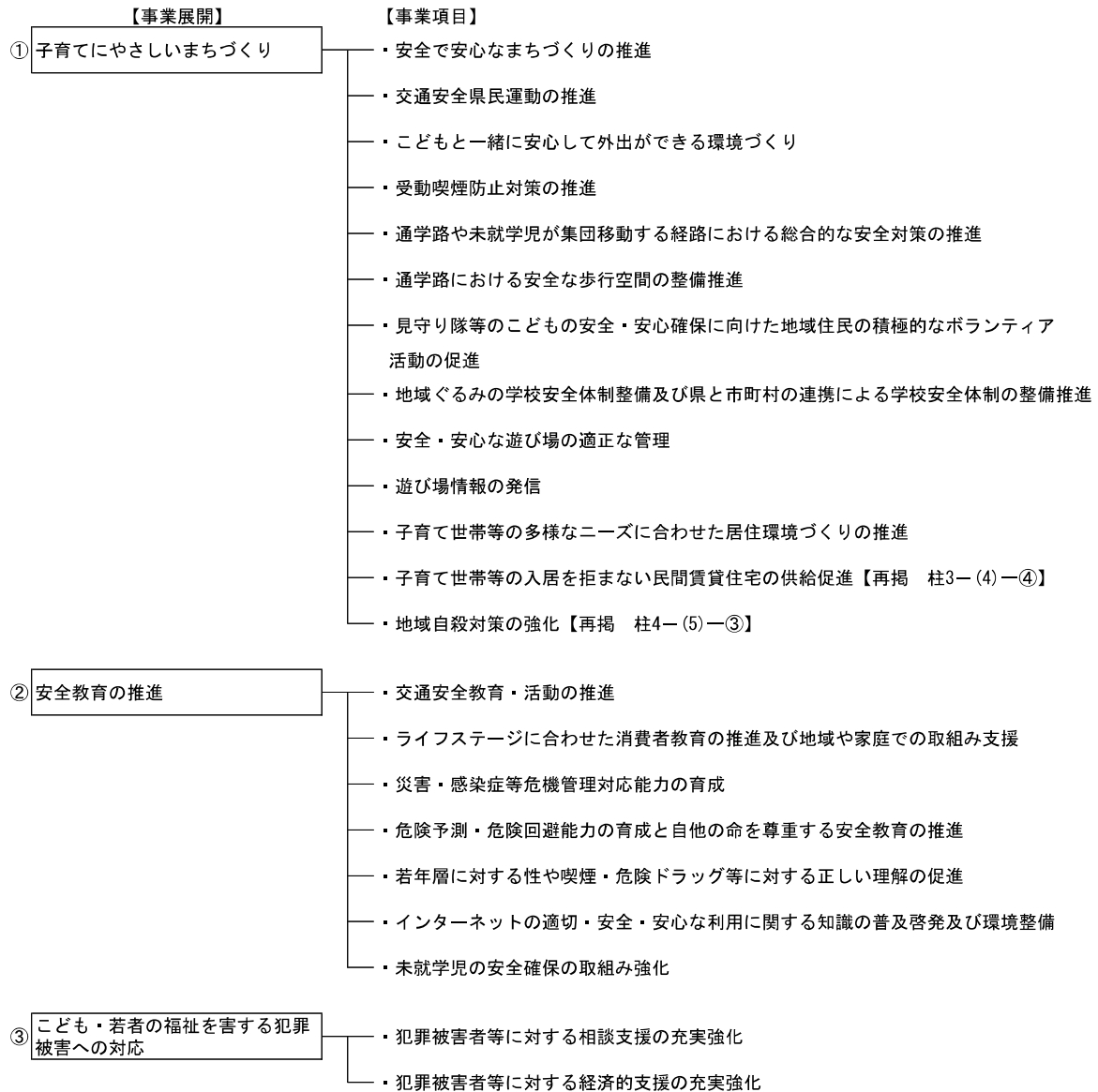


推進方策（４） 学校・地域・家庭の連携による教育の展開



推進方策（５）

こども・若者、子育て当事者が安全・安心に生活できる環境づくり



5 ライフステージに応じた施策の展開

施策は、こどもの成長に合わせて、こどもや子育て家庭が必要とする施策を切れ目なく、きめ細かく実施します。

